

經濟論叢

第三十三卷 第五號

外部節約の箱……………菱 山 泉 1

桑弘羊の専売論……………桑 田 幸 三 32

企業の営利原則と生産量決定……………山 田 保 45

書 評

水田洋編『イギリス革命』……………山 口 和 男 64

昭和三十四年五月

京都大學經濟學會

桑弘羊の専売論

——『塩鉄論』の研究——

桑 田 幸 三

は し が き

塩鉄論は前漢武帝の經濟政策の是非を中心として、政府当路者と民間代表者との間に闘わされた論争を撰集したものである。論議は内政、外交、道德、哲学など多くの分野に及ぶが、塩鉄論と題することによつても察せられる様に、その重点は塩鉄専売を始めとする經濟問題にあるとみるを得よう。重点が經濟に置かれているという事は、當時の政治の中心課題が、社会の当面する最大の問題が經濟にあつた事を物語る。

當時、周以来の封建制度は崩壊し去つて、秦漢的中央集權、君權支配の郡県制が既に確立していた。半世紀に亘り大漢帝國に君臨した武帝は、その絶対的權威・権力によつて、社会のエネルギーの總量を投入して、内治に外交に東洋史上空前の輝かしい成果を収めた。

しかるに「物極而衰」^{第四} 第四 第四 第四 という通り、その輝かしい治績の裏に、經濟的、社会的危機が進行しつつあった。この危機を克服せんとする武帝の後継者の努力の表れが塩鉄論争であると見ることが出来る。

百家争鳴の戦国時代、焚書坑儒、黃老流行の時代を経て、漸く武帝の下に確固たる自己を見出した儒学は、いま帝國主義的政治体制再編に際会して、法術思想と対決すべき運命にあつた。大夫桑弘羊こそ法家者流の代表者と目される。当路の責任者たる彼の主張と、これに対立する儒家者流の主張とを、比較的公平に収録していることは、塩鉄論の一つの特徴であらう。

本稿においては、まず塩鉄論成立に至る社会、經濟史的背景を描写して、その歴史的意義を検討し、次に塩鉄論の分析に入つて、相對立する二つの思潮の淵源、特質を明らかにした上で、桑弘羊の塩鉄専売論を採り上げ、これが批判を試みる。

一 「塩鉄論」成立の背景

法治帝國秦を打倒した漢朝は、法律を簡約にし禁制を撤廃し田租を軽減するなど、民生安定に努めた。一方、商品をストックして価格騰貴による投機を計る商人が現れたので、高祖は商人の絹服着用、乗車を禁じ、租税を増徴するなど、その勢力の抑圧を図った。二代恵帝、高后の間、天下漸く平穩となり、商賈の律を弛めたが、商人階級の仕官を禁じた。官吏の俸給等國庫の經費は、田租や、算賦なる人頭税で賄い、山川・園地・市井の租税は少府に収めて天子の私的經費に充当することとした。三代文帝はみずから儉節の範を垂れたが、百姓は本（農業）を棄てて末（商工業）に趨る風が生じた。ここに於て賈誼の上奏あり、始めて籍田を開き天子親耕して「抑商勸農」の農本政策が採用せられた。以後五代武帝即位（紀元前一四〇年）の初めに至る七〇年間、漢民族は極めて平和な豊かな時代を経験した。同時に国民の間に貧富の差が増大し、消費生活は奢侈に流れて来た。ともあれ武帝即位の頃、漢帝國は最も充実し、社会的、経済的に安定した状態にあったといえよう。

しかるに武帝の雄材大略が発揮せられ、匈奴、西南夷等に対する積極的武力政策が実施せられると、忽ち財政は急を告げた。そこで売鬻、贖罪、或いは見知、賡格等の弥縫的増収策が採られた。外征殊に匈奴遠征に要する兵甲輜漕並びに賞賜等の費用

は莫大で、大農陳藏の錢は欠乏し、賦税も竭き、遂に天子の内帑より補助を仰ぐに至った。たまたま山東に水災あり、郡国及び中央の財政は愈々枯涸した。しかも富商大賈は独り巨利を牟り、殊に冶鉄煮塩の業者は財万金を累ねつつ國家の急を省みなかった。武帝は公卿と議して百万財政の策をめぐらすこととなる。即ち、幣制改革を図り、白鹿皮幣、白金三品を造る。しかし盜鑄が盛行し、財政的に充分な効果を挙げ得ない。ここにおいて、齊の大煮塩家東郭咸陽と、南陽の大鑄鉄業孔僅の兩名を大農次官に任じ、彼等の建言により塩鉄専売策が採用せられる。更に卹軍、繒錢の新税を設け、又商人の田土所有を禁ずる。孔僅は後に大農となり、侍中の職にあった桑弘羊が大農丞（次官）となって諸の會計事務を管理する。政府は更に均輸を設けて貨物の貢納を円滑にし、告緡なる銜告制度を採用し脱税者の財物を盛に没収する。かくて財政は漸く豊かになる。ところが武帝の大略は再び内外に発揮せられる。西域との通交、南越、朝鮮、大宛、匈奴の征討、大規模な国内巡幸、封禪等の祭祀、高樓大廈寺觀の造営等々、財政支出は止まる所を知らぬ。今や大農を主管する桑弘羊は、更に平準を設けて天下の貨物を籠断し、富商大賈が従来取め来った巨利を國家の掌中に奪取する。その結果、民の賦を増さずして國庫は充満した。

しかしながら、「大軍之後累世不復」^{十五}と云う通り、社会一般の蒙った打撃は甚大であった。連年に亘る徵用、重税、塩

桑弘羊の専売論

鉄専売その他の経済統制、嚴法重刑政策等の圧迫に堪えかねて、「商賈は中家以上大抵破産し、農民は餓うて流亡し田地荒廢、城郭空虚、糴糧にも飽かずして人復た相食む」状況となった。深刻な社会不穩のうちに武帝は世を去り、僅か八歳の昭帝が即位する。遺詔を受けた霍光、金日磾、桑弘羊、田千秋の四名がこれを輔佐した。即位後六年（紀元前八一年）郡国に詔して賢良文学の士を挙げ、問うに民間の疾苦する所を以てし、ここに塩鉄の議が起った。次の宣帝の代、汝南の桓寬が之を撰集して塩鉄論と称したのである。¹⁰⁾

(1) 司馬遷撰、史記平準書

加藤繁博士訳註、史記平準書・漢書食貨志

(2) 加藤繁博士著 支那經濟史考証上卷 五、漢代に於ける

国家財政と帝室財政との區別並に帝室財政一斑 参照

(3) 班固撰 漢書食貨志上 賈誼説上曰今背本而趨末食者甚

衆是天下之大殘也淫侈之俗日以長是天下之大賊也……今

陂民而歸之農皆著於本使天下各食其力末技游食之民転而緣

南晦則蓄積足而人衆其所矣可以為富安天下

(4) 史記平準書、京師之錢累巨万貫朽而不可校太倉之粟陳陳

相因充溢露積於外至腐敗不可食

その反面、匈奴に対しては屈辱的な懷柔策が採用せられ

た。

(5) 漢書百官公卿表 治粟内史秦官掌穀貨有同丞景帝後元年

第八十三卷 二三〇 第五号 三四

更名大農令武帝太初元年更名大司農属官有太倉均輸平準都内籍田五令丞

(6) 穗積文雄博士著、支那貨幣考、物品貨幣考および軟貨考

参照

(7) 史記平準書 楊可告緡徧天下中家以上大抵皆遇告……即

治郡国緡錢得民財物以億計……县官有塩鉄緡錢之故用益饒

矣

(8) 塩鉄論 米通第十五（文学）

漢書 食貨志

(9) 漢書 車千秋列伝

10) 漢書 車千秋列伝贊、至宣帝時汝南桓寬次公治公羊春秋

举為郎至廬江太守丞博通善屬文推衍塩鉄之議増広条日施其

論難著数万言亦欲以究治乱成一家之法焉

二 「塩鉄論」の構成——二つの思潮

塩鉄論凡て六十篇、明の徐禎並びにこれに做つた清の張敦仁、王先謙は、全書を十卷に分ち、明の張之象は十二卷に分つ。上下二卷に分つものもある。全書を通覧するに、大夫桑弘羊等政府当路者と、賢良文学すなわち民間代表儒者との弁駁が互に相連続して居り、卷による区分は截然たるものではない。六十篇のうち、第一篇から第四十一篇（以下前段と呼ぶ）までは、塩鉄會議の公式の弁論を伝え、第四十二篇以下（以下後段と呼ぶ）

は會議後の余談、太尾の雜論第六十は後序とみられる。

後段は、第五十三篇までの十二篇は、概ね對外政策を論ずるもので、大夫側の帝國主義的な武力外交論に對し、文學側は道德に基く内治を先とし、近きより遠きに及ぼす德化平和外交を主張する。第五十四篇以下の六篇は、概ね對内政策を主題とし、大夫側の嚴法重刑を主とする法術的国家主義理論に對し、文學側は德教礼儀の儒教的政治理論を以て応酬する。いま塩鉄論研究の範圍を經濟乃至財政に限定する場合、焦点はおのづから前段にしほられよう。

前段には、概ね大夫側の論說とこれに對する文學側の反論とを以て一對とする對話が、凡そ百五回含まれている。論者は、まず大夫側では御史大夫桑弘羊がそのうち七十八回を占め、御史が十一回、丞相史が十三回、丞相田(車)千秋が二回である。御史および丞相史は夫々御史大夫及び丞相の屬僚であつて、撰者桓寬は「阿意苟合の徒、何ぞ算ふるに足らん」と評している。丞相田千秋の發言は僅か二回であり、しかも共に語問の語である。以上四者のうち主役と目されるのは桑弘羊であり、それは前節に見た彼の経歴に徴しても当然の事と思われる。

桑弘羊は自ら「余は十三歳にして仕官し、六十余年を歴て卿大夫の位に升つた」と述懐しているが、文學の塩鉄専売廢止論に應へた彼の答弁にも見られる如く、彼の論說は政治的體驗に基き、社会の現實より發する。功利、利己の心理が人間の本性

であることを彼は卒直に認める。司馬遷の所謂「天下壤壤皆為利往」がそのまま彼の信条である。儒家の「清貧に甘んじて仁をなす」生活理念の如きは、經濟生活における落伍者の自己弁護にすぎぬとする。儒家倫理の大本たる「孝」も、物質的裏付けを伴うのでなければ虚礼に墮し、廟堂に立つ為政者は須らく經濟生活の成功者たるを要するとなす。農・工・商はいずれも社会的、産業的分業の一翼を担うて社会の福祉に貢獻するものであり、儒家の徒の如く、耕さずして食う者多きは当世の憂患であるという。特に商業資本の活動や、その蓄積は、国富増大の有力な手段と認める。唯、その勢の赴く所、市場を自由に操縦し、天下の富を聚め、以て貧富の懸隔を激成し、遂には強大な富力を恃んで君權支配を逸脱する危険ありとして、ここに經濟統制の根拠を見出す。そして經濟統制のモデルとして「管子の輕重の術」などを挙げる。貿易については国富増進、文明に對する寄与の他、對外謀略的效果をも認める。貨幣制度については、從來私鑄の弊の大きかったこと、中央集權の統一貨幣制度確立の要を述べる。要するに桑弘羊は、その現實的、唯物的傾向、商工業貿易の重視、經濟統制等、重要な諸点において管子の思想に近い。富国強兵、嚴法重刑等の考え方には商鞅の影響が窺われる。經濟生活における利己心、貧富懸隔の是認、商業資本家の經濟觀等の点は司馬遷に共通するものが認められるが、基本的には法家思想の流れを汲む者と断ずる事が出来る。

次に民間代表の賢良文学の側に焦点を移す。前段に於ける文学の発言は七十九回（第一篇より第二八篇まで）、賢良が二十六回（第二八篇以下）を数える。雑論第六十には「賢良茂陵唐生、文学魯万生の倫六十余人」とあり、六十余人の中、賢良、文学が夫々何人宛かは不明である。地方郡国から選拔せられた儒学の徒を概括して撰者桓寛が「賢良文学」と抽象的に表現したものである。賢良と文学とは、制度上の地位は多少異なる様であるが、強いて区別する要はないと思う。²²⁾

儒生若くは其の出身者である賢良、文学の思想が、儒家の系統に属することは言を俟たない。内に向つては家族道德並びに礼教を以て社会秩序を維持し、外に対しては道德による風化を主として異民族を悦服せしむるを以て政治の要諦とする。経済を以て道德の侍女と観じ、其の先行条件としてのみ認め重んずる。生産については、重農思想特に孟子の井田説、自然重視の思想に傾く。経済統制撤廃、商工国营禁止を主張するものも、農業を経済生活の大宗たる地位に引戻し、商工業の進出を抑制して、農耕中心の素朴社会に還元せんとする意図にはかならない。²³⁾文学等は財の流通については殆ど触れない。そのこと自体が彼等の重農・商工業軽視の思潮を物語る。儒家経済思想の中核とも云うべき「寡欲」「均分」は、彼等の論説を一貫する基調であるが、特に君主、為政者に対して寡欲なれと要求する。²⁴⁾文学等は農村社会の出身者であり、その利害を代弁する。すなわち

国家権力の重圧下に呻吟する農村の窮状に鑑み、現状打破を主張するのであるが、あくまでも儒家の正統学風に安住し、専ら「復古」の方向に傾いた所に彼等の思想の消極性をみる。²⁵⁾

- (1) 林振翰校釈国学基本叢書塩鉄論、校釈例言 掃葉山房之百子全書及湖北崇文書局本則分上下兩卷
- (2) 郭沫若校訂 塩鉄論疏本 序
- (3) 漢書百官公卿表上、御史大夫奏官位上卿銀印青綬掌丞相有阿丞秩千石
- (4) 同前、丞相奏官金印紫綬掌丞天子助理万機
- (5) 雑論第六〇（塩鉄論、以下塩鉄論よりの引用は細名と編序の数を示し、書名は省略する）
- (6) 貧富第十七、大夫曰余結髮束脩年十三幸得宿衛給事豫藏之下以至卿大夫之位優祿受賜六十有余年矣
- (7) 本議第一、大夫曰匈奴背叛不臣數為寇暴於邊鄙備之則勞中国之士不備則侵盜不止先帝哀辺人久患苦為虜所俘獲也故修障塞飭烽燧屯戍以備之辺用度不足故與塩鉄設酒榷置均輸蕃貨長財以佐助邊費
- (8) 毀学第十八 大夫曰司馬子言天下穰穰皆為利往司馬遷 史記貨殖列伝 天下熙熙皆為利来天下壤壤皆為利往
- (9) 毀学第十八（大夫）拘儒布褐不完糲糲不飽非甘菽藿而卑広廈亦不能得已

(10) 孝養第二十五（丞相史）與其礼有余而養不足寧養有余而礼不足夫洗爵以盛水升降而進糲礼雖備然非其貴者也

(11) 地庥第十六（大夫）夫禄不過糲握者不足以言治家不糲握石者不足以計事備皆食贏衣冠不完安知國家之政泉官之事乎

穀學第十八（大夫）貧賤而好議雖言仁義亦不足貴也

(12) 本議第一、大夫曰占之立國家者開本末之途通有無之用市朝以一其求致士民聚万貨農商工師各得所欲交易而退易曰通其變使民不倦故工不出則農用乏商不出則寶貨絕農用乏則穀不殖寶貨絕則財用匱

(13) 相刺第二十（大夫）今儒者積耒耜而學不墮之語曠日弥久而無益於理往來浮游不耕而食不耜而衣巧偽良民以奪農妨政此亦當世之所患也

(14) 力耕第二、大夫曰自京師東西南北歷山川歷郡國諸殷富大都無非衝衢五通商賈之所臻万物之所殖者故聖人因天時智者因地利上士取諸人中士勞其形長沮溺無百金之積臧蹻之徒無猶頌之富宛周齊魯商備天下故乃商賈之富或累万金進利乘義之所致也富國何必用本農足民何必井田也

(15) 錯幣第四、大夫曰交幣通施民事不及物有所并也計本量委民有饑者穀有所藏也智者有官人之功愚者有不更本之專人君不調民有相妨之富也此其所以或儲百年之余或不厭糟糠也民太富則不可以禄使也太彊則不可以威罰也

管子國蓄、夫民富則不可以禄使也貧則不可以訓威也

(16) 力耕第二、大夫曰王者塞天財禁閼市執準守時以輕重御民輕重第十四、（御史）今大夫君修太公桓管之術總一塩鉄通山川之利而万物殫是以泉官用饒足民不困乏本末並利上下俱足此籌計之所致

(17) 力耕第二（大夫）汝漢之金纖微之貴所以誘外國而釣胡羌之寶也夫中國一端之綬得匈奴累金之物而損敵國之用

(18) 錯幣第四、大夫曰文帝之時縱民得鈞錢……鄧通專西山山東奸猾咸聚吳國秦雍漢蜀因鄧氏與鄧錢布天下故有鈞錢之禁禁禦之法立而奸偽息奸偽息則民小期於妄得而各務其職不反本何為故統一則民不二也幣由上則下不疑也

(19) 穂積文雄博士、先秦經濟思想史論、第五章法家の經濟思想第一節管子の經濟思想 參照

(20) 同前、第五章第三章商君の經濟思想 參照

非軼第七、大夫曰昔商君相秦也內立法度嚴刑罰節政教委偽無所容外設百倍之利取山沢之稅國富民強……不賦百姓而師以膽

(21) 貧富第十七、大夫曰道懸於天物布於地智者以術愚者以困

宇都宮清吉、漢代社會經濟史研究、第五章史記貨殖列伝研究、三司馬遷の立物と桑弘羊 參照

(22) 郭沫若、塩鉄論讀本、序

(23) 國疾第二十八（大夫）文學皆出山東希涉大論子大夫（一賢良を指す）臨京師之日久

郭沫若、前掲書、序、民間米の代表就是「文学」即讀書人和「賢良」即讀書人已經被選為了「賢良方正」的。……這種人是有功名、但還沒有一定的官職。

(24) 總撰文雄博士、前掲書、第二章儒家の經濟思想 參照

本議第一、文学对日竊開治人之道防淫佚之原広道德之端梁啓超、先秦政治思想史、孟子之最大特色在排斥功利主義

……凡計較利害——打算繼的意思都根本反對認為是「懷利以相接」認為可以招社会之滅亡

(25) 本議第一、(文学) 末盛則本虧末修則民淫本修則民逸民逸則財用足民修則饑寒生願罷塩鉄酒榷均輸所以進本退末広利農業便也

力耕第二、(文学) 理民之道在於節用尚本分土井田而已
本議第一、(文学) 商所以通鬱滯工所以備器械非治國之本務也

力耕第二、文学曰古者商通物而不予工致牢而不偽故君子耕稼田魚其美一也商則長許工則飾厲内懷闕闕而心不忤是以海夫欺而敦夫薄

(27) 本議第一、文学曰孔子曰有国有家者不患寡而患不均不患貧而患不安故天子不言多少諸侯不言利害大夫不言得喪力耕第二、(文学) 夫上好珍怪則淫服下流……是以王者不珍無用以節其民不愛奇貨以富其國

同前、(文学) 上古至治民樸而貴本安愉而寡求

通有第三、(文学) 患僭侈之無窮也非患無所屬極也患無
衆庶糶糴也

散不足第二十九、賢良曰宮室輿馬衣服器械喪祭食飲声色玩好人情之所不能已也故聖人為之制度以防之聞者士大夫務於權利怠於礼儀故百姓倣效頽廢

(26) 刺復第十(大夫) 今賢良文学學者六十余人懷六芸之術陽意極論宜若開光發蒙信往而乘於今道古而不合於世務

三 塩鉄専売論

塩は人類の生存に不可欠の必需品である。鉄は農耕の利器、戦陣の武器などの主材料であった。塩と鉄は、平時戦時を通じて最も重要な消費財であり生産財であった。塩も鉄も産地が極めて局限せられ、而も交通の発達し居らざる古代中国にあって、それらの重要性が格別であったことは想像に難くない。早くも「管子」に塩鉄専売に関する記述を見るが、春秋時代に塩鉄専売が行われたとは信じ難い。むしろ、武帝時代に桑弘羊らによってなされた塩鉄専売の状況や之に関する思想が、「管子」に織込まれたのではなからうか。秦及び漢初武帝以前の時代においては、塩鉄は民業とせられ、これに課税していたものと思われる。尤も、一部の地方では専売制を採用していた様である。

武帝時代における塩鉄専売の態様について一瞥しよう。まず塩鉄担当の行政組織は、最高機関として「大司農」が挙げられ

る。元狩三年（紀元前一二〇年）東郭咸陽、孔僅の兩名が大農丞、即ち塩鉄専門の特任次官となり、賦伝の車に乗り天下の塩鉄を管領した。元封元年（紀元前一〇〇年）には桑弘羊が治粟都尉となつて大農を領し、ことごとく孔僅に代つて天下の塩鉄

る。塩鉄煮売の方法に關しては、東郭成陽、孔僅兩名の建言中に、「願くば民を募り自ら費を給し、県官の器によつて塩を煮て用を与え、以て浮偽の路を杜がん」とある。史記貨殖列伝に素封家として列挙せられた者の内、塩鉄を以て起つた猗頓を別とすると、邯鄲の郭縱、蜀の卓氏、山東の程鄭、宛の孔氏、曹の邨氏など、何れも皆治鉄を以て産を成した者である。煮塩に比して高複雑な技術を要する治鉄の事であるから、専門家たる旧來の治鉄業者を官吏とし、彼等に經營せしめ、その鑄造した塩器を庶民に貸して製塩に当らしめたのであらう。なほ平準書に、專売違反者の処罰や、故鉄回収の事も見られる。塩鉄煮売に従事した労働者については、塩鉄論に「卒踐更の者」とあり、庸役もしくは庸役に代つて雇われた貧民達が一定期間毎に交替で強制労働に服したものである。

か。さきには大農丞、治粟都尉として、後には御史大夫として塩鉄はじめ財政々策推進の衝に當った桑弘羊は、当然塩鉄専売を肯定し、その重要性を強調する。彼の論旨はつぎのごとくである。

二、經濟政策的意義、塩鉄専売は、重要生産手段たる鉄製農器具や、生活必需品たる食塩の生産確保に投立つ。¹⁴⁾ 価格の面に於ても従来業者が取め來つた独占的利潤を排除し、消費者にとり有利に決定し得る。¹⁵⁾ 又、専売はこれら商品の流通合理化を通じて、農業生産や一般消費生活の安定に寄与する。¹⁶⁾ ただし専売行政担当者に人を得なかつた事もあり、この様な經濟政策の効果を充分發揮するに至らなかつた点は、桑弘羊自ら認めている。¹⁷⁾

すれば勢力強大となつて國家の統制を逸脱し、遂には王朝に対し叛旗を翻す者さえ現われた。資本集中に基く政治勢力の抬頭を防ぎ、併せて貧富懸隔の傾向にブレーキをかけるため、富商大賈乃至地方豪族の活動を抑圧する所に塩鉄専売の意義を認めるのである。

(1) 宮崎市定博士、東洋に於ける素朴主義の民族と文明主義の社会 参照

(2) 管子には塩鉄に関する記述が三ヶ所ある。概要次の通りである。

(一) 海王第七十二管子輕重五、台、樹木、六畜、人に対する課税を否定した管子は「山海を官にすべし」と説く。塩鉄を官營とし塩の値段を一升につき二錢引上げるだけで課税に倍する収入あり、而も民衆に痛痒を感じしめる事なく、又脱税の恐れもないと云う。鉄についても略々右と同様の議論を展開し居るも茲には省略する。商自國に塩鉄の資源なき場合も、他國からの輸入を官營とすれば、同様の結果を期待し得ると云う。

(二) 地數第七十七管子輕重十、齊の特産物たる塩を、君主自ら製造、蓄積し、春の農繁期に一般の製塩を禁じて塩価騰貴を図つた上で販売し且つ輸出すれば、恰も天下に課税するが如しと云う。

(三) 輕重甲第八十管子輕重十三、桓公は管仲の説に従い、

十月から翌年正月に至る間に、煮塩を実行して塩三万六千鐘を得、之を出売して良金一万一千余斤を得たとある。

内田銀藏博士は齊桓公の時代に塩鉄専売が行われたという証拠は薄弱であるとせられる。同博士、日本經濟史の研究(下)塩鉄論に就きて 参照

穂積文雄博士は、前掲書第五章第一節において、「管子は法家思想の典型を為すも、管子は必ずしも管仲の撰する所に非ず、春秋戰國時代多數人の手になる」とせられる。

(3) 漢書食貨志 董仲舒の建言に「至秦則不然……田租口賦塩鉄之利二十倍於古」とあり、又、非鉄第七、大夫の言に「昔商君相秦也内立法度……外設百倍之利收山沢之税」とある。加藤博士は「塩鉄の利」は塩鉄の事業に対する課税の意に解されている。(同博士訳註、史記平準書・漢書食貨志)又、内田博士は「董仲舒の塩鉄の利は、非鉄の山沢の税に当るべし、秦時官業ありとも全国的専売ありとは云ひ難し」とせられる。(同博士前掲書)宮崎博士は「秦の中原に対する欲求の第一は解州塩にあった」とせられる。(同博士前掲書)尚、商君書などにも塩鉄に関する説は見当らない。漢初の塩鉄事情については左の通り。非鉄第七、文学曰昔文帝之時無塩鉄之利而民富今有之而百姓困乏禁耕第五、(大夫)吳時塩鉄未罷布衣有胸鄙人君有吳王專山沢之饒薄賦其民版贖窮小以成私威

錯幣第四、大夫曰文帝之時絳氏得鑄錢治鉄煮塩呉王擅鄆海
沢

(4) 第一節、註(5)参照

(5) 加藤繁訳註、史記平準書・漢書食貨志 幹官・鉄市につ

いては、同書史記平準書註二二五 参照

(6) 漢書地理志に鉄官、塩官の配属された県名が誌されてい

る。宇都宮清吉、漢代社会経済史研究、第三章西漢時代の
都市 参照

(7) 刺権第九(大夫)

(8) 史記平準書 敢私鑄鉄器煮塩者鉄左趾没入其器物

(9) 同前、郡不出鉄者置小鉄官便民在所県 加藤博士前掲書

の註に、小鉄官とは「古き鉄器を買い集めて新しき鉄器を
鑄造する事を掌るもの」とある。

(10) 禁耕第五、(文学) 塩冶之處大倣皆依山川近鉄炭其勢咸

遠而作刺郡中卒踐更者多不勘責

(11) 漢書王貢兩龔鮑伝(貢禹伝) 今漢家鑄鉄及諸鉄官皆置吏

卒徒攻山取銅鉄一歲功十万人已上中農食七人是七十万人常
受其飢也

(12) 前節註(7)の文に続いて曰 今議者欲罷之内空府庫之藏外

乏執備之用使備寒乘城之士饑寒於辺將何以贍之罷之不便也
又曰く、欲罷塩鉄均輪用損武略無憂辺之心

(13) 輕重第十四(御史) 大夫君為治業都尉管領大農事矣刺稽

滯開利百脈是以万物流通而県官富貴當此之時四方征暴乱甲
車之費克獲之賞以億万計皆贍大司農此皆腐鵠之力而塩鉄之
福也

(14) 史記平準書 県官有塩鉄絳錢之故用益饒矣

本議第一、(大夫) 先帝建鉄官以贍農用開均輪以足民財

塩鉄均輪万民所戴仰而取給者

(15) 禁耕第五、大夫曰山海有禁而民不傾費賤有平而民不疑県
官設備立準人從所欲雖使五尺童子適市莫之能欺今罷去之則

豪民擅其用而專其利決市閭巷高下在口吻貴賤無常

水旱第三十六(大夫) 鉄力不銷銀型柔不和故有司謂総塩

鉄一其用平其賈以便百姓公私

(16) 本議第一、(大夫) 塩鉄均輪所以通委財而調緩急

本節註(14)

(17) 復古第六、(大夫) 吏或不良禁令不行故民煩苦之

(18) 同前(大夫) 浮食豪民好欲擅山海之貨以致富業役制細民

……往者豪疆大家得管山海之利采鉄石鼓鑄煮塩一家聚衆或
至千余人大抵尽收放流人民也遺居鄉里棄墳墓依倚大家聚深
山窮沢之中成姦偽之衆遂朋党之權其輕為非亦大矣

禁耕第五、(大夫) 異時塩鉄未罷布衣有胸鄙人君有呉王

專山沢之饒薄賦其民賑贍窮小以成私威私威積而逆節之心作
……今放民於極利罷塩鉄以資暴疆遂其貪心聚邪群聚私門成

党則強禦日以不制而并兼之徒姦形成矣

桑弘羊の専売論

錯幣第四、第一節註(四)・(八)

漢書食貨志、鼎官大空……冶鑄鑿塩財或累万金而不佐公家之急

(18) 復古第六(大夫) 今意綏「塩鉄非独為利入也將以建本抑

末離朋党禁淫侈絶并兼之路也

輕重第十四(御史) 籠天下塩鉄諸利以排富商大賈

禁耕第五(大夫) 疆養弱抑則齊民消

桑弘羊は軍事的見地からも塩鉄専売の要ありとする。即ち

復古第六(大夫) 鉄器兵刃天下之大用也非衆庶所宜事也

四 批 判

桑弘羊の塩鉄専売肯定論に対する批判は、賢良文学の専売廃止の主張として塩鉄論中に展開せられる。彼等はまず儒学の徒としての思想的立場から専売を否定する。すなわち、専売は國家が民と利を争うものであって、國家の政策として不適當なりと斷ずる。桑弘羊等の、國家の利益、君權強化の爲には手段を選ばぬ法家的理念と鮮明に対立する、儒家的徳化政治の主張である。「國家の営利行為は、人民の精神生活に悪影響を及ぼし、素朴主義精神は次第に失われ、功利打算の風が農村社会に浸透する。人々は本業たる農を棄てて商工の末業に趨り、自ら奢侈の風を生じ、農村經濟を破壊するに至る」と文学は述べる。又、

第八十三卷 二三八 第五号 四二一

國家の営利行為に伴う官僚の商人化から生ずる貪官汚吏の横行、特に高級官界の腐敗を指摘して、「彼等は私腹を肥やし奢侈に流れ、その氣風が國民一般に波及して勤勞意欲を低下せしめた」と云う。専売その他の財政々策の立案、実施のため、商工人の官界進出が必要とせられ、其の結果政界の清潔さが失われた事は、司馬遷も屢々指彈している。

塩鉄専売が財政上多大の成果を挙げた事は、司馬遷も認めている。從來最も高利潤の事業と目され、多くの素封家を輩出した塩鉄の業を官に移したのであるから、国库に巨額の收入を齎した事は怪しむに足りぬ。司馬遷は「夫れ、貧を用つて富を求むるは、農は工に如かず、工は商に如かず」と喝破した。桑弘羊はこれを國政の上に果敢に実証した。彼の財政的手腕が高く評價せられる所以である。「管子」には、専売による特別利潤部分を以て租税に擬し、専売を以て消費税の一変態とするみかたがのつてゐる。桑弘羊の意識の裡にも、此の租税専売の考え方が多分に作用していた事と思われる。そしてこの点が、塩鉄専売がその後も種々の非難を蒙り乍ら、容易に廃止されなかつた理由である。

賢良文学は、次には塩鉄専売実施の結果表面化した經濟現象を指摘して、「塩鉄専売は人民の經濟生活にとり有害無益なり」と斷ずる。官製品は、その品質價格配給すべての面に於て、農民の利便を度外視した画一的、官僚的なものであった。為に農

業の生産性は低下し、専売に付随する強制労働等のこともあり、農家経済の蒙った打撃は甚大であった。¹¹⁾ 文学等は、この様な農家経済の立場からの塩鉄専売に対する非難を代弁している。尤も、当時は軍國的戦時体制下にあり、若し無統制に放任せられたとしても、重要戦略物資たる塩、鉄は、恐らく民需の面において強い圧迫を蒙っていたであろう。この様な経済外的条件を考慮に入れるならば、経済政策的な面で塩鉄専売に寄せられた非難は、正鵠を失する点もあると云わねばなるまい。文学は又、「塩鉄専売が國家に莫大な収入を齎したと大夫は称するが、其の収益は一に農民大衆の犠牲に於て強権的に獲得せられたものではないか、」と反駁している。桑弘羊が塩鉄専売の経済政策的意義を云々するのは、財政的目的を紛飾し、専売の弊害を糊塗せんが為であると思われる。

塩鉄専売の政治的意義について検討しよう。桑弘羊は法家者流の國家本位、君權強化、弱民政策の立場より、豪富の存在を否定せんとする。そのために豪富存立の有力な経済的基盤たる塩鉄の業を、彼等の掌中から國家に奪取したのである。ここに財政的目的と政治的目的との合一が見られる。この意味においては塩鉄専売は甚だ効果的であつたし、彼の識見は高い評價を受けるに値しよう。だが國家と豪富勢力とに対する影響に眩惑せられて、國民大衆の生活への影響を閑却した憾がある。

要するに桑弘羊は財政資金調達に専念没頭して、健全なる農

村経済の保全については顧慮する暇がなかった、というのが実状であろう。國家財政あるを知つて農村経済あるを知らぬ、ここに彼の經濟觀、循環する總體としての經濟把握の欠如が窺われる。

- (1) 小島祐馬博士、古代支那研究、法家の強國弱民説 参照
- (2) 本議第一、文学曰古者貴以德賤用兵孔子曰遠人不服則修文德以來之既來之則安之今廢道德而任兵革興師而伐之文学の批判は、武帝の武力政策そのものに向はざるを得ぬ事となり、戦争反対論となる。

- (3) 本議第一、(文学) 今郡國有塩鉄酒榷均輸与民爭利散敦厚之機成貪鄙之化是以百姓就本者寡趨末者衆司馬遷は貨殖列伝に於て「民と利を争うは最下なる者」と述べている。

- (4) 刺權第九、(文学) 自利官之設三業之起貴人家雲行於塗轂擊於道撰公法申私利跨山沢擅官市非特巨海魚塩也執國家之柄以行海内非特田常之勢陪臣之權也咸重於六卿富累於陶衛與服僭於王公宮室益於制度并兼別宅……是以耕者積耒而不勤百姓冰炭而憊怠何者己為之而彼取之僭侈相効上升而不息此百姓所以滋偽而罕婦本也

- (5) 史記平準書、入物者補官出貨者除罪選舉陵選廉恥相冒(咸陽・孔倬・弘羊) 三人言利事析秋毫吏道益難不選而多買人矣

桑弘羊の専売論

第八十三卷 二四〇 第五号 四四

吏民之坐盜鑄金錢死者數十万人

ト式旨曰、県官当食租衣税而已、今弘羊令吏坐市列肆、販物求利、幸弘羊、天乃雨。

(6) 第一節註(7)

(7) 貨殖列伝、加藤繁博士訳註、前掲書

(8) 郭沫若、前掲書、序、漢武帝一代の文治武功、就是以這些高級的國家財政政策為基礎的、兩千多年前就有桑弘羊這樣有魄力的偉大財政家、應該說是值得驚異的。

宇都宮清吉著、漢代社會經濟史研究、一八二頁に「塩鉄論の英訳者、Esson, M. Gale は桑弘羊の財政論を高く評價し、それは、今日のヨーロッパの理性をも、満足させるに足る正しさをもちっているとその序文にいつている」とある。

(9) 前節註(2)

第二節註(10) 輕重

(10) 漢書、元帝紀、食貨志によれば、元帝の初元五年（紀元前四四年）に塩鉄官を罷め、永光三年（紀元前四一年）に用度不足を以て復塩鉄官を置くところある。以後、後漢時代まで概ね引續いて専売制が採られた。

(11) 非執第七、文学曰、背文帝之時、無塩鉄之利、而民富、今有之、而百姓困乏、未見利之所利也、而見其害也。

史記平準書、郡國多不便、県官作塩鉄、鉄器苦惡、買貴、或強令

民賣買之。

(12) 水旱第三十六、（賢良）県官鼓鑄鉄器、大抵多為大器、務心員程、不給民、民用鈍弊、割草不痛、是以農夫劇得、獲者少百姓苦之矣。

同前、賢良曰、故民得占租、鼓鑄煮塩之時、塩与五穀同買、器利而中、用今、県官作鉄器、多苦惡、用費不省、卒徒煩而力作、不尽家人相一、父子戮力、各務為善器、器不善者不集、農事急、輒運衍之、阡陌之閒、民相与市買、得以財貨、五投新弊、易貨或時、貴民不棄作、業置田器、各得所欲、更縣省約、県官以徒復作、繕治道橋、諸施民便之、今縱其原、若其買器、多堅樗、善惡無所、損吏激不在器、難得、家人不能多儲、多儲則鎮生、栗胥、腴之日、遠市口器、則後良時、塩鉄買貴、百姓不便、貧民或木耕、手耨、土糲、淡食、鉄官无器、不售、或頗賦与民。

(13) 非執第七、（文学）利不從天、米不從地、出一取之、民閒謂之百倍、此計之失者也。

(14) 穗積文雄博士、先秦經濟思想史論、第五章法家の經濟思想 參照

(15) 梁啟超、先秦政治思想史、將塩鉄同業、收歸官營、即加其他以為稅、如此、既合於租稅普遍之原則、亦使私人無由独占、而罔利也……法家者流之生計政策……皆立於國家主義基礎之上、所謂「我能為君闢土地、充府庫」孟子所斥為「民賊」者也。